

令和4年6月定例会 福祉保健医療委員会の概要

日時 令和4年7月1日（金） 開会 午前10時
閉会 午後 1時37分

場所 第2委員会室

出席委員 細田善則委員長
高橋稔裕副委員長
永瀬秀樹委員、小久保憲一委員、諸井真英委員、小谷野五雄委員、
金野桃子委員、並木正年委員、塩野正行委員、西山淳次委員、田並尚明委員、
守屋裕子委員

欠席委員 なし

説明者 [福祉部]
金子直史福祉部長、岸田正寿福祉部副部長、藤岡麻里地域包括ケア局長、
和泉芳広少子化対策局長、横田淳一福祉政策課長、
佐々木政司社会福祉課長、宮下哲治地域包括ケア課長、
播磨高志高齢者福祉課長、鈴木康之障害者福祉推進課長、
鈴木淳子障害者支援課長、石井哲也福祉監査課長、尾崎彰哉少子政策課長、
松井明彦こども安全課長、我妻卓哉こども安全課児童虐待対策幹

[保健医療部]
山崎達也保健医療部長、本多麻夫参事兼衛生研究所長、
小松原誠健康政策局長、縄田敬子医療政策局長、
藤岡麻里地域包括ケア局長、三田一夫政策参与、
関根良和ワクチン対策幹、中村寛医療政策幹、
高窪剛輔保健医療政策課長、山口隆司感染症対策課長、
高橋良治感染症対策課政策幹、今井隆元感染症対策課対策幹、
黒澤努国保医療課長、坂行正医療整備課長、加藤孝之医療人材課長、
加藤絵里子健康長寿課長、根岸佐智子疾病対策課長、橋谷田元生活衛生課長、
坂梨栄二食品安全課長、岡地哲也薬務課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第91号	令和4年度埼玉県一般会計補正予算（第2号）のうち福祉部関係及び保健医療部関係	原案可決

2 請願
なし

報告事項

1 福祉部関係

(1) 指定管理者に係る令和3年度事業報告書及び令和4年度事業計画書について

2 保健医療部関係

- (1) 指定管理者に係る令和3年度事業報告書及び令和4年度事業計画書について
- (2) 大学附属病院等整備の進捗状況について

所管事務調査

- ・ 難聴児への補聴器購入補助について
- ・ 生活保護受給者の銃砲刀剣類等の所持について
- ・ 熱中症対策と節電の呼び掛けについて

【付託議案に対する質疑（福祉部関係）】

小久保委員

夏休み期間の子供の食事等を確保するための支援について、子供の居場所等の活動支援を通じて、子供の食事等を確保するために、レトルトカレーやパック御飯を提供するということだが、想定する対象施設の種類の配布予定数、1セットの積算価格について伺う。

少子政策課長

対象施設は、子ども食堂、フードパントリー、学習支援教室、プレーパークという主に4種類を想定しているが、それぞれの概数については、子ども食堂等で160,000食、フードパントリーで97,000食、学習支援教室で41,000食、プレーパークで1,000食である。単価は、昨年の県社会福祉協議会が同様の事業を実施した際の価格を参考にしており、カレーと御飯という食品のセットで216円と積算している。

小久保委員

- 1 県は、対象となる子供の施設での受給確認をどのように実施するのか。
- 2 事前説明では、対象となる子供25,000人が夏休み期間6週間の2食分を確保すると聞いているが、誰が何回受給したかを確認するのか。また、子ども食堂、フードパントリー、学習支援教室、プレーパークにおける複数回受給は可能なのか。

少子政策課長

- 1 516団体への支給を想定しているが、報告概要を定めて、支給団体から実績の報告を求め、受給者の把握を考えている。
- 2 子ども食堂等の子供の居場所を通じて、参加する子供たちに配布するものであるため、支援員の確認により、複数回受給は防ぐことができると考えている。

小久保委員

複数回受給がないと確認できるということだが、具体的な根拠は何か。

少子政策課長

提供については、原則子供1人当たり2食を6週間分として12食を想定している。いわゆる児童館などとは違い、子ども食堂等では各運営団体が利用者を把握しているため、しっかり利用者確認をすることで、複数回支給することを防ぐことができると考えている。複数回支給を防ぐためにも、県でも支給内容についてしっかりと伝えていく。

小久保委員

一つの施設における複数回受給について答弁されていたが、1人の子供が複数会場に行くこともこれ想定されるため、施設間の連携がしっかりできるのか。

少子政策課長

しっかりと不公平のないよう対応できるように検討し、各団体に周知していく。

小久保委員

それをどうやるのかを質問しているので、教えてほしい。

少子政策課長

しっかりと周知していくが、最終的には困窮者支援という側面もあるので、厳格に複数回受給を認めないことは難しいと考えている。また、子供の居場所は、近い距離に必ず複数あるというのではなく、1学区区に一つ作ることを目標に掲げており、子供が歩いて行ける距離には、原則として一つは支援施設があることになる。

小久保委員

複数会場で受給する場合、物理的に確認できないと思う。また、保護者同伴で利用する子供もいるため、複数会場で受給することもあると考える。今回の事業では、子供の居場所等を通じた食品の配布事業という点が、本当の意味で重要だと思う。福祉資料1-2では「提供品を利用して、子供とのつながりを継続」と示されているが、答弁を聞いた限り、そもそも誰に渡したのかを管理していけないし、管理できないことが想定され、子供とのつながりを継続とは言いえないと思うが、この点についてはどうか。

少子政策課長

子供のつながりについては、夏休み期間になると学校に行かなくなるため、いわゆる見守り活動等が手薄になるところがある。そのため、本事業によって少しでも補完できればと考えており、子供の居場所等を通じて、子供との関わりを継続していく。

小久保委員

本事業では、受給者が提供品をどのように活用したか、そして受給していない子供がどのような生活をしているかの確認に役立てることこそ、本来のあるべき姿であり、それが事業説明にあった「提供品を利用したつながり」ではないかと思う。こうした目的を果たすため、マイナンバーを活用するなど、子供たちを支援するための継続的なシステムを構築すべきだと考えるがどうか。

少子政策課長

マイナンバーについては、福祉部の所管ではないので、直接申し上げられないが、そうした形で様々な確認につなげることができることは良いことだと思う。しかしながら、本事業は、物価や原油価格の高騰に対応する国の予算を活用し、この夏休みに実施することを想定しており、期間的に対応が難しいが、今後の事業に際して、そうした視点を含めて取り組んでいく。

守屋委員

- 1 生活困窮者自立支援の相談体制の強化について、手挙げ方式で8市が実施するということだが、手を挙げた8市以外で希望はあってもできなかったという市はあったのか。
- 2 生活困窮自立支援の町村分は県が管轄することになっており、本事業では相談体制の強化に国の予算を活用するが、県はどのように対応するのか。
- 3 児童福祉の事業費の関係で、夏休み期間の子供の食を県として確保することは、大変いいことだと思う。一方、五百数十か所の登録された団体が対象ということだが、県内には、ボランティアで運営している子供の居場所等がほかにもあると思う。本事業の裾

野を更に広げ、県が状況を把握していくため、社会福祉協議会などに登録されていない地域や自治体ごとに、詳しく調査を行い、子供の居場所等を充実させていくことが大事だと思うが、どうか。

- 4 提供品はカレーということだが、2食カレーではなく、違う食事も1食入れてもよいのではないか。

社会福祉課長

- 1 本事業は、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用しており、4分の3が国庫、4分の1が市の負担になっている。市負担の4分の1について、地方創生臨時交付金を充てることも可能と聞いており、実質的に市の財源負担なく実施できる。県では、実施したいけれどもできないという市からの相談は受けていない。
- 2 町村部については、令和2年度に新型コロナ関連で相談が大きく増加した時期に、2名の支援員を増加した体制を組んでいる。令和3年度については、令和2年度と比較して2割ぐらい相談は減少しているが、体制は維持しているため、現状の支援員で対応できていると考えている。

少子政策課長

- 3 市町村社会福祉協議会に協力いただきながら、登録団体以外にも子供の居場所等の活動をしている団体を掘り起こしながら、支給していく。また、協力団体数について、県では、子供の居場所等800か所を作る目標を掲げており、登録していただくことは非常に有り難く、働き掛けを行っていく。
- 4 本事業では、カレー等で検討しており、本事業の補正予算可決後、夏休みのできる限り早い期間に支給したいと考えている。今後、委託業者と相談し、対応方法等を検討していく。

守屋委員

生活困窮自立支援の相談体制強化について、手挙げ方式でそれ以外対象にならないという話だが、実際の事業内容を見ると、さいたま市などの財政規模が大きい自治体が10人ぐらいの相談員を確保する形で手挙げしている。市の財政負担が4分の1あり、1年限りであるため、全額負担されても、1年で終了してしまえば、結局臨時職員を採用するしかなくなる。そのため、手挙げに至らないこともあるのではないかと捉えているが、どうか。

社会福祉課長

1年限りというのはそのとおりである。今回手を挙げている市のうち6市については、昨年度も本交付金を活用して、増員している。現在も新型コロナの影響、最近の物価高の影響等もあり、相談件数が多いことから、国が特別な交付金として用意しているのだが、基本的に生活困窮者の自立支援制度の責任については、市部については市が、町村部については県が所管しており、それぞれが責任を持って考え方や体制を構築しなければならないものだと考えている。そのため、まずは各市で支援員がどれぐらい必要なのか、しっかり把握した上で、市の責任において実施し、今回の新型コロナのように、突発的な状況が生じた場合、特別な対応を考える必要があると考えている。現在、国からの本交付金に加え、地方創生臨時交付金で対応ができるものと考えている。

西山委員

- 1 公明党としても、子ども食堂支援を含めた物価高対策で生活困窮する方々の支援を知事に要望しており、今回の夏休みの子供の食事の提供事業は、子ども食堂が子供たちをいかに支援していくかを肝とする、とてもいい事業だと評価している。給食費についても、値上げ分を特別支援学校へ補填する、各市でも給食費自体を二学期は徴収しないという動きが始まっているが、給食のない夏休み期間中への対応が課題になっていた。経済的に厳しい家庭の子供に食事が届く取組は、とてもいいと思っているが、こうした取組は他県でも実施しているのか。
- 2 子ども食堂等を利用して、希望した場合、困窮にかかわらず支給されるのか。
- 3 夏休み期間中の6週間2食分というかなりの量になるが、一度に渡すのか。若しくは、各団体の支援員などが、少しずつ支給し、改めて利用を促す形なのか。また、期間中の配布方法は、ある程度団体に任せると思うが、それでよいのか。
- 4 学校給食のない夏休み中、子供の生活に不安を抱いている保護者のために、本補正予算可決後は速やかに、本事業について漏れのないよう周知すべきと考えるがどうか。

少子政策課長

- 1 大阪府が同様に食品セットを配布すると聞いている。
- 2 希望者は誰でも受給できるが、原則は、子ども食堂等を利用する子供に分け隔てなく支給する形になる。
- 3 県では、こども応援ネットワーク埼玉を通じて、7月の夏休み直前期と盆前の2回に分けて配布する。なお、本事業は子供たちの夏休み期間中の食の確保だけでなく、子供の居場所等を運営する団体の活動促進という観点もあるため、各団体が支給する際、活動状況に応じて、分割支給したいということであれば、それも認める。
- 4 記者発表や県のSNSに加え、市町村社会福祉協議会を通じて、子ども食堂を利用する子供たちに案内できるよう、工夫して周知していく。

田並委員

いい事業だが、虐待等で子供の居場所等があっても利用できない子供たちも存在すると思う。少しでも利用に向かわせてあげられるよう、様々な団体と組んで、漏れなく周知すべきと考えるが、どうか。

少子政策課長

本事業は、県、市町村社会福祉協議会が一体となって取組んでいる事業であり、またアスリート団体にも本事業での配布をお願いしようと思っており、こうした取組を通じて、1人でも多く利用いただけるよう頑張っていく。

【付託議案に対する質疑（保健医療部関係）】

永瀬委員

一般公衆浴場の経営支援について、影響額の基準が1か月31,000円と算定されているが、この根拠は何か。

生活衛生課長

令和3年度の公衆浴場に対する経営実態調査の中で判明したモデルとして1浴場当たりの燃料等の使用量に、過去10年間の燃料費の平均額と、今年の3月時点での最高額の差

異を掛けて算出した結果として31,000円となっている。

永瀬委員

それは国の基準があるのか。若しくは、県だけの基準なのか。

生活衛生課長

経営実態調査については、県内公衆浴場を対象に実施したものであり、その調査結果から算定している。

永瀬委員

- 1 基準額6か月分を対象となる33施設で計上し、各浴場の使用実績に応じて算定して支給するとのことだが、上限額や下限額を設定しているのか。
- 2 総額として十分と考えているのか。

生活衛生課長

- 1 予算積算は、標準的なモデルケースを踏まえて算出しているが、支出は一律給付ではないため、月ごとの各浴場の使用実績に応じて、算定する。また、下限額を下回った場合、実使用分となり、上限額は補正予算可決後に予算範囲内で適切に配分していく。
- 2 補正予算可決後、補助金の交付要綱等を定める段階で、改めて浴場関係者の組合に加盟する事業者などの意見も聴取し、精緻な調査をした上で実績を算定し、なるべく事業者の意向に沿えるようにしていく。本事業の予算は、モデルケースを基準値としており、県内浴場の平均的な金額設定であると考ええる。

永瀬委員

個々の一般公衆浴場は法律上価格変動ができないが、現在主流になっているスーパー銭湯は経営判断による価格変更できる。一般公衆浴場は統制で制限を受けながらも、国民の福祉、公平性のために営業しているため、個々の浴場の実情に合った補填になっているかであると思う。本事業のような総額が定まっている中で比例配分する形式では、カバーしきれない可能性があると思うが、どうか。

生活衛生課長

予算積算段階では、急を要する補正予算でもあり、モデルケースをベースにして積算をしているが、今後交付に当たって、ある程度実態ベースでの交付になるため、場合によっては、予算範囲内で上限額を定めざるを得ない状況になる可能性もある。また、本事業の補助期間は、料金改定がなされるまでとされており、上限額を定めない、若しくは定める場合でも上限額をなるべく実績に近づけられるようにするため、料金改定の事務手続についても速やかに実施し、双方の事務のバランスを取りながら、できる限り事業者の意向や実態に沿えるよう運用していく。

永瀬委員

- 1 本事業は、令和4年度の上期として9月まで設定されているが、現在の価格高騰も踏まえると、10月以降も見通しが不透明である中、補助施策を発動することに対する基準をどう考えているか。
- 2 補助金額について、冬場になれば使用量が増加するのは当たり前であり、夏は猛暑の

関係で余剰が出ることもあると思う。これらを踏まえて、補助金額は見直しを図るべきと考えるが、どうか。

生活衛生課長

- 1 今回の補正予算では、本年9月までの予算要求をしており、10月以降の対応については、改めてその時点での原油価格の動向等も踏まえて、必要に応じて、改めて検討していく。
- 2 統制額の上限額の改定について、これから審議会等を招集して、審議会委員の意見なども踏まえて、統制額を決めていくことになる。その段階で、改定してもすぐに改定の必要性が生じないよう、少し長めの展望で今後の原油価格の動向等も見据えながら試算し、統制額の改定を実施していく。

永瀬委員

適正基準を順守しながら営業している業種であり、各浴場の施設規模や実情も異なるため、生活衛生同業組合等の意見を聴取しながら、柔軟な対応を検討してほしい。(意見)

守屋委員

- 1 埼玉県生活衛生営業指導センターについて、今までセンターで実施した経営状況の改善を図る無料相談において、どのような相談があって、どのように改善されているのか。
- 2 本事業では、有料の中小企業診断士や社会保険労務士に関わる相談について、無料にするものであり、大変よいと思うが、1回当たり27,000円の相談1回だけで終わることはないと思う。経営状況が悪化する大変な状況に対応するため、相談件数240件を予定しているということだが、相談終了まで対応してもらえるのか。
- 3 一般公衆浴場は、県内に33施設と非常に貴重な存在だが、物価高騰等を踏まえて、経営に対して危機感が生じて、廃業を検討している施設はあるのか。
- 4 令和4年度当初予算において、公衆浴場の助成費に680万円計上され、近代設備資金の補助とされているが、どのように活用されるのか。

生活衛生課長

- 1 センターでは無料の相談を受けてきており、基本的に寄せられる相談は、日本政策金融公庫が行う低利の融資の受け方等の資金繰り相談が大半を占めている。直近の令和2年度実績では708件の相談があり、42億361万円の融資につながっている。また、新型コロナ禍以降、より複雑な根本的な経営改善、経営状況や労務環境の改善などの込み入った相談も散見されるようになってきている。
- 2 複雑な経営状況の改善等について、センター職員では、十分な対応が難しいことからそうした相談の際には、外部の専門家につなぐ案内にとどまることから、その先の相談を自費で受けたか、不明な状況であった。そのため、本事業では専門家相談を無償化し、気軽に中小企業診断士等の専門家の相談を通じて、経営環境の改善につなげたいと考えている。また、相談1件の時間をおおむね半日分として人件費を計上している。対面で相談を受けた上で、必要があれば実際に専門家が施設を訪問し、施設の状況なども踏まえて、助言することを考えている。1回の相談が終了し、相談の余地がある場合、同じ相談者が2度実施することを妨げることはないが、予算上の制限もあるため、実際の応募状況をみながら調整していく。一方、過去の事例を踏まえると、専門家の助言提案の先にある設備投資や人員配置については、実行のため投資の必要性や執務環境の改善の

ための資金投入という話も出てくることもあり、どこまでが完全な解決となるかという余地はあるが、実態に合わせて助言する場合、1日で完結しているケースが多く、本事業では1件半日で予算計上しており、長くても、午前と午後の2件相当数が相談目安になると考える。

- 3 県としても、組合員との意見交換を実施する中、厳しい状況にあることは肌で感じている。先日行われた組合の総会においても、直接意見交換を行ったが、厳しいという中でも、現時点で転業、廃業という具体的な話を聞いていない。
- 4 例年予算化している近代化設備資金補助について、零細な事業者が多い一般公衆浴場における風呂釜や循環ろ過器、重油バーナー等の高額な投資が必要になる設備の改修更新に関して、必要な経費の2分の1を補助する制度であり、令和3年度は29件の補助申請があり、総額で628万3,977円、予算ベースで98.2%の執行率となっている。また、本年度分からは予算補助金の補助費目の中に、レジオネラの水質検査も対象にするよう追加しており、更なる負担軽減を図っている。

守屋委員

公衆浴場の方についても、経営環境が厳しく、33施設が生き残るかどうかという状況の中、敷地を活用して別の業態に変えるという転業を考える可能性もある。こうした状況を踏まえて、県としても事業を継続させる支援を行うよう対応を求めたい。また、県生活衛生営業指導センターでは、中小企業診断士や社会保険労務士などの専門家相談を実施するが、改善の状況などを追跡調査する必要があると考えるが、どうか。

生活衛生課長

無償相談を実施したものについては、フォローアップの観点からも、相談結果がどのような改善につながったか追跡調査していく。

【付託議案に対する討論】

なし

【所管事務に関する質問（難聴児への補聴器購入補助について）】

西山委員

手元に「埼玉県難聴児補聴器購入助成事業費補助金の概要」という資料を配した。補聴器は、身体障害者の認定まではいかないが、その手前段階にある方を対象として、県と市が購入の際、補助金を出す制度があり、18歳の子供は、障害認定されると補装具ということで補助される。その一手手前の子供たちに対しても、補聴器の購入補助という県の補助制度があり、県、市町村、本人が共に3分の1を負担することになっている。私も両耳に補聴器を装着しており、委員会室のマイク、スピーカーシステムの導入で聞き取りやすくなり助かっているが、同様に、児童生徒も学校の授業では、教師がマイクとスピーカーを使っているわけではないため、補聴器なしではうまく聞き取ることができない状況にある。うまく聞き取れないと、そのまま勉強が遅れていたり、コミュニケーションができなくなったりすることにつながり、この補助制度は、そうした意味で重要だと思う。補聴器の耐用年数はおおむね5年と言われており、現行の補助制度でも5年後には買い換えることができるが、児童生徒の場合、成長期には身体も大きくなり、補聴器の先に耳に当てるイヤーマールドも合わなくなることがある。これは、耳穴の形を取って装着するタイプのもので、取り換える修理には10,000円程度必要となる。そのため、利用する児童

生徒の保護者の方から修理についても補助対象にならないかという相談があった。最初は市議会議員へ相談したが、市議会で質問したところ、県の制度なので、県が補助するようであれば検討するという答弁が出たと聞く。児童生徒にとって、学びの必需品であり、保護者からも要望する声が届いている。購入だけではなくて、イヤーマールドの修理以外にも、遊んでいるうちに、ぶつかって壊れることなども想定されるが、そうした修理費用についても、補助対象になるよう、今後、検討すべきと考えるが、どうか。

障害者福祉推進課長

本事業は、新規購入以外の更新費用も対象としているが、一方で、修理費用を対象外としている。しかしながら、ほかの都道府県では、修理費用を補助対象とするものや、イヤーマールドという部品の買換えに限り、補助対象とする事例もある。まずは、他都道府県の実施状況をよく把握をしていく。また、この補助事業については、県と市町村がそれぞれ3分の1ずつ負担をするものであり、県内市町村と調整を図り、今後、県としてどこまで補助すべきか、検討していく。

西山委員

配布資料の別表に、国の示している補聴器の基準価格が記載されているが、子供の補聴器にしても安すぎるのではないかと感じている。私も補聴器を両耳に掛けているが、片耳スタンダードの軽度の分類で、おおむね150,000円であり、高いものは片側1個で500,000円程度になる。基準価格についても、現在の市場価格に適合しているか確認すべきと考えるが、どうか。

障害者福祉推進課長

国から示されている基準価格であり、参考基準が古い可能性もあるため、市場調査等を実施し、国等へ要望等を行っていく。

【所管事務に関する質問（生活保護受給者の銃砲刀剣類等の所持について）】

小久保委員

本年1月27日、ふじみ野市にて散弾銃を持った男が立てこもり、医師1人が殺害され、ほか2人が重軽傷を負った事件では、容疑者の男性が生活保護受給者でありながら、銃を所持していた点について、本定例会において、日下部伸三議員が一般質問を行った。生活保護制度は、国の設定する全国基準に従って、法定受託事務として都道府県で実施しているものであり、全国一律である。本事件においては、容疑者の男性が生活保護受給者でありながら、散弾銃を所持していたわけだが、この生活保護受給要件として、保有資産は原則売却され、一部最低限度の生活維持のために活用される場合や売却困難なものについては、国の通知によって例外が認められている。しかしながら、銃砲刀剣類等の所持に関しては、届出や更新諸費用などの維持費、いわゆるランニングコストについては、生活保護法第4条の示す、保護は「最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」という趣旨に合わず、保護費から支出されてはならないはずである。この銃砲刀剣類等の所持に関する県の見解について、確認する。

社会福祉課長

生活保護制度については、本人が所有する収入資産と能力等のあらゆるものを活用いただくということが要件となっている。このうち、資産については、国の法定受託事務のた

め、国の通知に基づき、テレビやエアコン等の生活に必要なもの、処分価値の小さいものについても保有が認められるが、原則として資産は売却をして、それを生活費に充てることが原則となっている。銃砲刀剣類については、この例外に当たる物品ではなく、基本的には売却して処分するものに該当し、保有すべきものではないと認識している。また、銃砲刀剣類を保有する場合、適正に保有するためには、登録手数料、受講が義務付けられた講習会等の維持費がかかる。生活保護を受給されている場合、その維持費は最低生活費の中から捻出をしてしまうことになり、最低生活が脅かされるおそれがある。こうした二つの観点から、この銃砲刀剣類について、保有は認められない物件に当たると認識している。

小久保委員

保有資産については、本人からの書面による申告のほか、金融機関等への資産調査による把握である。そのため、この銃砲刀剣類等について、現行制度においては、あくまでも本人からの申告によるしかない。今後、どのようにこの銃砲刀剣類等を含む資産の把握徹底を行うのか。

社会福祉課長

これから生活保護を申請される方はもちろん、既に生活保護を受給している方についても、資産を適正に申告いただくため、県から各福祉事務所に対して、その資産申告の徹底を図るよう、改めて事務連絡を出すことを考えている。また、その資産のうちの物品の取扱いについては、基本的に国から保有可能資産を例示する通知があるが、銃砲刀剣類については、国からの通知に記載がない。そこで、福祉事務所に事務連絡通知を出す際に、銃砲刀剣類は基本的に保有が認められない資産であり、原則売却すべき資産であることや、維持費がかかるため、最低生活を脅かす可能性があること、これら二つの観点から保有が認められない資産として、例示することによって、福祉事務所からの指導や本人が申告しやすいようにしたいと考えている。こうした形で資産申告の徹底を図っていく。

小久保委員

今後、警察本部を中心とした各部局連携が重要になるが、福祉部長から考えを伺いたい。

福祉部長

銃所持の可能性があり、トラブル発生のおそれが高い場合、警察本部との連携は可能と聞いており、個別の状況や必要性に応じて、適切に連携を図るよう福祉事務所を指導していく。

【所管事務に関する質問（熱中症対策と節電の呼び掛けについて）】

永瀬委員

昨日、エアコンを使わずに扇風機で過ごしていた狭山市の50代男性が亡くなられたという報道があり、心より御冥福をお祈り申し上げます。県としても、昨今の気候変動に伴う熱中症対策に関しては呼び掛けしている一方、電力供給の逼迫によって、節電も呼び掛けると相反したことを同時に発信せざるをえない状態である。まず命を守ることが最優先だが、節電協力という観点では、真面目な県民ほど、社会全体のために節電しようとする無理をしてしまうことが考えられる。県も、熱中症への注意喚起として、予防のポイント、新型コロナ禍でのマスクの着脱、エアコンの適切使用、医療機関への早めの受診などの呼び

掛けをしているようだが、これまでと全く様相を異にするような気候変動の中、酷暑と予想される今年の夏に向けた対応をどう考えているか。

健康長寿課長

節電を呼び掛け、命を守ることが最優先だと思っている。これまで死亡事例があった3事例のうち、2事例については、90歳以上の高齢者であり、昨日の記者発表において、高齢者の方への呼び掛けをお願いしている。

永瀬委員

県の熱中症による救急搬送状況なども出ており、確かに高齢者の比率も高く、体力的な面からも、高齢者ほど被害もあると思う。一方、状況が大きく変わっており、まずは広く県民全世帯に注意を呼び掛け、現在の事態には気候変動や電力需給のひっ迫という要因も関わっており、健康優先の視点を持つ保健医療部だけでなく、他部局とも連携して発信の在り方等について、もっと工夫していくことが必要ではないかと思うが、どうか。

健康長寿課長

県民への呼び掛けについて、昨日市町村に通知を発出し、防災無線による呼び掛けを強くお願いしている。また、他部局との連携という点では、福祉部と連携した訪問介護事業所の職員や民生委員を通じた声掛けや見守りの依頼、民間事業と連携した熱中症対策などを実施していく。また、今後、埼玉労働局と連携して、県内の建築事業者のうち、熱中症発生件数の多い小規模事業所、約2,000か所に対して、啓発チラシを郵送する予定である。

永瀬委員

県として、現在起きている気候変動だけではない、電力需給のひっ迫に対しての情報伝達や呼び掛けについてはどう考えているのか。

健康長寿課長

エアコンの使用を止めることはできないので、エアコンを使用する際は、すだれや遮光カーテンをつけるなどの工夫をして効率的な使用を呼び掛ける。また、これまでの死亡事例は、3事例ともに夕方に救急搬送されており、高齢者に対して注意喚起している。

永瀬委員

答弁のあったような結果ではなく、原因となっている電力ひっ迫状況という状況に対して対応するためには、電力のひっ迫状況の把握が必要になると思うが、保健医療部の所管を超えるとしても、関係部局にも意見具申をしながら、県民への発表の仕方を考える必要があると考えるが、どうか。

健康政策局長

節電とエアコンの使用は相反することでもあるため、関係部局と連絡を取って、発信の仕方等を検討していく。